

議案第20号

三朝町介護保険円滑導入基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険円滑導入基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町介護保険円滑導入基金条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険円滑導入基金条例（平成12年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第1条 ～ 第3条 略	第1条 ～ 第3条 略
第4条 基金の運用益から生ずる利益は、 <u>介護保険事業特別会計歳入歳出予算</u> に計上して、この基金に編入するものとする。	第4条 基金の運用から生ずる利益は、 <u>一般会計歳入歳出予算</u> に計上して、この基金に編入するものとする。
第5条 ～ 略	第5条 ～ 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。